

固定資産税の特例 令和5年度改正

●主な改正点

項目	改正前	改正後
特例率・期間	3年間、特例率はゼロ～1/2の範囲で自治体が条例で定める割合 (青森市はゼロ)	3年間、特例率1/2
賃上げ 表明有		①令和6年3月31日までに取得した設備 5年間、特例率1/3 ②令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に取得した設備 4年間、特例率1/3
設備の要件	以下①及び②を満たす設備 ①生産性に関する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上 ②販売開始時期の要件	年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
対象設備	①機械装置 ②工具 ③工具備品 ④建物附属設備 ⑤構築物 ⑥事業用家屋	①機械装置 ②工具 ③工具備品 ④建物附属設備 →⑤構築物、⑥事業用家屋を除外